

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

2012年4月1日

規 第 33 号

- 改正 2013年3月1日規第46号
" 2013年6月24日規第56号
" 2019年6月19日規第75号
" 2020年7月7日規第81号
" 2021年6月21日規第94号

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゲートボール連合（以下「連合」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益社団・財団法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図る。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、専務理事及び常務理事であって、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所としない者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団・財団法人認定法第5条第13号で定める報酬、賞与等の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の必要経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、定款の定めにより、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事に対しては、評議員会の承認を得て、別記Ⅰにより定例報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事には、評議員会の承認を得て、前条第1項第4号の報酬等として、別記Ⅱに基づき賞与を支給することができる。
- 4 常勤理事の退職に当たっては、評議員会の承認を得て、第5条に規定する退職慰労金を支給することができる。

- 5 非常勤役員が評議員会又は理事会に出席した場合、非常勤の代表理事が連合の諸事業に出席又は連合事務所において執務した場合、監事が監査を行った場合は、別記Ⅲにより報酬を支給することができる。
- 6 非常勤役員の特別な職務に対する対価としての報酬は、一人につき各年度の総額が600万円を超えない範囲内で、評議員会の承認を得て支給することができる。

(報酬の支給日)

第4条 前条第2項に定める定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬から控除する額等、支給に関する詳細は、別に定める連合の職員給与規程に準ずる。

- 2 前条第5項に定める報酬は、月末で締めて翌月末までに所定の税金を控除して本人が指定する金融機関の本人口座に振り込む。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任したものに支給することができ、死亡により退任したものについては、その法定相続人に支払う。

- 2 常勤理事に支給する退職慰労金の額は、別記Ⅳにより算出し、会長が評議員会の承認を得て決定する。ただし、常勤役員に就任している者が他の役職に引き続き就任した場合にあっては、就任期間の算定は役職ごとに行うものとする。また、任期途中において役員報酬に変更があった場合は、変更があった日の属する最初の1か月は変更後の報酬を基準とする。

(費用)

第6条 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、当該役員等から請求のあった日以降に遅滞なく支払う。ただし、前払いを要する費用については前もって支払うことを妨げない。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 役員等が理事会、評議員会の出席その他出張を要する場合は、本連合の旅費規定により算出した所定の旅費(宿泊費を含む)または1日5,000円を上限とする日当を支給することができる。

(公表)

第7条 本連合は、この規程をもって公益社団・財団法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を得て別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人日本ゲートボール連合の設立登記の日（2012年4月1日）から施行する。

附 則

1. この規程は、2012年6月20日から施行し、公益財団法人日本ゲートボール連合の設立登記の日（2012年4月1日）から適用する。
2. 公益財団法人移行前（2012年3月31日現在）に常勤理事であった者が、公益財団法人（2012年4月1日現在）の常勤役員である場合には、別表4の役員就任期間については、2011年3月31日以前の就任日から起算する。

附 則

この規程は、2013年3月1日から施行し、2012年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2013年6月24日から施行し、2012年4月1日から適用する。
- 2 附則1にかかわらず、第6条第3項に規定する日当については、2013年6月24日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2019年6月19日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2020年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、2021年6月21日から施行する。

別記Ⅰ 常勤理事の報酬（月額）

一人当たり85万円までの範囲内

別記Ⅱ 常勤理事の賞与

一人当たり

【報酬月額×6か月】とし、年額500万円までの範囲内

別記Ⅲ

・非常勤代表理事の報酬

理事会、評議員会及び連合の諸事業に出席の都度、並びに連合事務所において執務の都度
1回又は1日一人につき 40,000円

・非常勤役員等（代表理事を除く）の報酬

理事会及び評議員会の出席の都度 1回一人につき 11,000円

・非常勤監事の報酬

理事会、評議員会の出席及び監査の都度 1回一人につき11,000円

別記Ⅳ 常勤役員の退職慰労金算出方法

【報酬月額×役員在任月数×役員就任期数に応じた各々の支給係数の合計額】

※合算される在任月数の上限は120月とする。

役員就任期間	支給係数
1期まで	100分の15以内
2期まで	100分の17以内
3期まで	100分の19以内
4期まで	100分の21以内
5期まで	100分の23以内
5期超	100分の25以内